

NAZCA5 使用許諾契約書

本契約は、お客様(個人/法人を問いません)と株式会社ゴードソリューション(以下「弊社」と)の契約であり、弊社は、弊社が提供する「対象製品とその説明資料等」(以下「対象製品等」)の使用権を下記条項に基づきお客様に許諾します。対象製品等の全部あるいは一部をインストール、または使用することによって、お客様が本契約のすべてに同意いただいたものとします。本契約に同意いただけない場合、お客様は対象製品等を使用することはできません。

対象製品とは、次の製品を指します。

- NAZCA5 CAD(ナスカ 5 CAD)
- NAZCA5 CAM Mill(ナスカ 5 CAM ミル)
- NAZCA5 CAM Lathe(ナスカ 5 CAM 旋盤)

第1条 使用権の許諾

1. お客様が本契約の各条項を遵守することを条件として、対象製品等の非独占的かつ譲渡不能の使用権をお客様に許諾します。
2. 使用権は、対象製品の使用先として弊社に申請をしたお客様に限り許諾されるものとします。お客様とは、グループ会社および子会社等の関連会社を除きます。
3. 弊社は弊社ウェブサイト等で指定する動作環境に限定して、対象製品の使用をお客様に許諾します。

第2条 サブスクリプションの契約期間

1. 契約の開始日は、メール納品の場合は納品メールの送信日とし、郵送の場合は弊社出荷日とします。
2. 契約の終了日は、新規契約の場合は「ライセンス証書」で定めた使用可能期間の終了日までとし、更新の場合は前終了日から原則1年後とします。ただし、終了日が異なる契約が存在する場合、終了日を統一した契約期間とする場合があります。前契約が複数年契約の場合、同じ年数後を契約の終了日とします。
3. 対象製品等は、試用を目的として別途定めた期間で提供することがあります。
4. 対象製品が販売終了となった場合、お客様との契約は契約期間を満了するまで有効とし、以降は更新されないものとします。

第3条 サブスクリプション契約の更新

1. 契約終了日1か月前までにお客様から書面による更新解除の意思表示がない場合、本契約は原則第2条の第2項で定めた期間、自動的に延長されるものとします。
2. 対象製品が販売終了となった場合は、契約は更新されないものとします。
3. 教育機関向け契約は、自動更新対象外とします。弊社は契約終了日3か月前までに教育機関に向け更新案内を送付し、契約更新される場合は書面による手続きを必要とします。

第4条 契約の解除

第1項は、サブスクリプションの場合においてのみ該当するものとします。

1. お客様は契約終了日1か月前までに書面により更新解除の意思表示をすることで、翌期間の契約を解除することができるものとします。

2. お客様の事由による期間中途の契約解除はできないものとします。
3. お客様が、本契約の条項のいずれかに違反した場合、弊社は自己の判断に基づき契約を解除することができるものとします。そのような場合における解除について、お客様が既に支払った料金の返金を行わないものとします。
4. 第2項に定めた以外の場合でも、弊社は弊社の事由により、対象製品等のご提供が困難となる場合には、弊社の判断に基づき契約を解除することができるものとします。そのような場合における解除についての返金に関しては、この限りではありません。
5. 契約が解除された場合には、お客様はいかなる理由においても対象製品等を使用することはできません。お客様は、対象製品等の使用をただちに中止するとともに、お客様の占有または管理下にあるすべての対象製品等を速やかに消去および破棄を行うものとします。

第5条 保守サービスの提供

1. 本契約に同意し使用权を許諾されたお客様に限り、以下のサービスを提供します。

- A) 弊社ウェブサイトにおける対象製品に関するFAQ。
- B) 「NAZCA5 保守サービス契約書」にて別途定める内容。

第5条の1項B)は、サブスクリプションの場合には標準で提供します。パッケージの場合には、別途「NAZCA5 保守サービス契約」を締結した場合に限り提供します。

第6条 著作権等の権利の帰属と禁止事項

1. 対象製品等に関する一切の権利は、弊社に帰属します。
2. 弊社は対象製品等について、制限の解除と無効化、複製、編集、改変、解析、公開、放送、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、送信、転載、記録、再許諾、権利の登録、出願等、弊社の権利を侵害する行為をお客様が行うことを禁止します。

第7条 責任および補償の範囲

1. 弊社は、対象製品等が、お客様の保有する動作環境において、すべて正常に動作することを保証するものではありません。
2. 弊社は、対象製品等の仕様を予告なしに変更することがあります。
3. 対象製品等の機能がお客様の特定の使用目的に適合することを保証するものではありません。
4. 弊社は、対象製品等に契約不適合(対象製品等が本来の機能・品質を満たしていない)がないことを保証するものではありません。契約不適合がある場合には、対象製品等の補修、交換または代替措置等による合理的な努力をするものとします。
5. 弊社は、対象製品等に起因する一切の損害について、直接的、間接的、予見できたか否かを問わず、賠償する責任を負わないものとします。
6. 弊社が補償する際の範囲は、サブスクリプションの場合においては対象製品等の新規契約料金としてお客様が支払った金額を上限とし、パッケージの場合においては対象製品等の購入代金としてお客様が支払った金額を

上限とします。

第8条 通知義務

1. お客様は、以下のいずれかに該当する事実が生じたとき、またはそのおそれがあるときは、速やかに弊社に通知しなければならないものとします。
 - A) 営業の譲渡・譲受または合併。
 - B) 契約申込書の記載内容に関わる重要な組織の変更(所在地、代表者、商号等)。
 - C) 第11条1項各号の事由。

第9条 本契約書の変更

1. 弊社は以下の場合に、お客様に事前に通知することなく、かつお客様の同意を得ることなく、弊社の裁量により、本契約書を変更することができるものとします。
 - A) 本契約書の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - B) 本契約書の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 弊社は第1項による本契約書の変更にあたり、変更後の本契約書の効力発生日2週間前までに、本契約書を変更する旨および変更後の本契約書の内容とその効力発生日を弊社ウェブサイトに掲載し、またはこれと同等の方法によってお客様に周知するものとします。
3. 変更後の本契約書の効力発生日以降にお客様が対象製品等を使用した場合は、お客様は本契約書の変更に同意したものとみなします。

第10条 協議事項

1. 本契約書に定めのない事項、または本契約書の解釈について疑義が生じた場合は、お客様と弊社の間で信義誠実の原則にしたがって協議のうえ解決するものとします。
2. 本契約書は日本法に準拠し、解釈されるものとします。

第11条 その他

1. 弊社またはお客様に以下の事由が生じたときは、催告その他の手続きを要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとします。
 - A) 営業停止または営業許可取消等の処分を受けたとき。
 - B) 破産、民事再生手続き開始、会社整理もしくは会社更生の申し立てをなし、または第三者からこれらの申し立てを受けたとき。
 - C) 解散決議をしたとき。
 - D) 仮差押え、仮処分または強制執行を受けたとき。
 - E) 支払い停止もしくは支払い不能に陥ったとき、または相手方が振り出した手形または小切手の決済ができなかったとき。

- F) 災害その他により、本契約の履行を困難にする事由が生じたとき。
2. 本契約に関する法令上の紛争については、お客様からの申し立てがない限り、弊社の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

株式会社ゴードンソリューション